

よくあるご質問（令和6年4月1日）

	質 問	回 答
1	営農型太陽光発電施設を設置する場合は条例の対象となりますか。	出力の合計が 10kW 以上のものは対象となります。
2	届出書には押印や自署が必要ですか。	どちらも必要ありません。
3	届出書への記入を間違った場合は、訂正印の押印が必要ですか。	必要ありません。 二重線で削除の上、訂正箇所の余白に正しい内容を記入してください。
4	代理人が届出を行ってもいいですか。	各種届出書の届出者は、太陽光発電事業を行う事業者ですが、窓口へ届出書を提出するのは代理の方でも結構です。
5	事業区域図はどのようなものを提出すればいいですか。	地図や航空写真などに事業区域の範囲を囲って、事業区域を示したものを提出してください。
6	届出書に記入する事業区域の面積は、公図による面積と現況の面積のどちらを記入すればいいですか。	現況の面積をご記入ください。
7	近隣関係者の範囲はどこまでですか。	近隣関係者とは、事業区域に隣接する土地及び建物の所有者並びにこれらの使用権限を有する者等のことをいいます。近隣関係者の範囲は、太陽光発電設備の出力や立地条件及び周辺環境により異なると考えていますので、太陽光発電施設による環境影響が及ぶおそれのある範囲を踏まえ十分に検討し、事業者が決定してください。
8	事前協議届出書を提出後、事業を取り止めた場合はどうしたらいいですか。	下関市環境部環境政策課までご連絡ください。
9	現況平面図はどのようなものを提出すればいいですか。	敷地の形状や周辺の道路、水路、境界標識、塀、既存建物等を描いたものを提出してください。
10	事業計画届出書に添付する「事業区域の求積図」はどのようなものを提出すればいいですか。	指定はありませんので、事業区域の面積の算出方法が分かる図面を提出してください。 また、測量の方法や精度についても指定はありませんので、それらは事業者で判断してください。本条例の届出のためだけに、測量業者などに依頼して測量を行う必要はありません。

11	事業計画届出書の添付書類のうち、「(5)排水計画平面図」は、排水を全て自然浸透させる場合も提出が必要ですか。	必要です。 太陽光発電施設の配置計画図等に排水を全て自然浸透させる旨を記載し、提出してください。
12	事業計画届出書の添付書類のうち、「(7)条例第6条第4項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた必要な措置を今後講じる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類」は、近隣関係者から何も意見等がなかった場合も提出が必要ですか。	必要ありません。
13	太陽光発電施設設置届出書に添付する「太陽光発電施設の設置後の状況が分かる写真」はどのように撮影すればいいですか。	撮影可能な範囲で施設全体を撮影してください。また、標識は、記載事項が見えるように撮影してください。
14	条例の施行日（令和5年7月1日）前に設置の工事に着手した太陽光発電施設の設置届出書の添付書類は何が必要ですか。	①太陽光発電施設の位置図 ②太陽光発電施設の設置後の状況が分かる写真（全景、標識（記載事項が見えるように撮影してください。）） ③太陽光発電施設の配置図を添付してください。 また、事業区域の土地の地番が分かる公図等をお持ちの場合は、その写しも提出してください。
15	届出をしなかった場合、罰則がありますか。	ありません。 ただし、勧告の対象となり、正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者の氏名や勧告内容等を公表する場合があります。